

(総則)

第1条 乙は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）を、仕様書、図面及び内訳書その他関係書類（以下「仕様書」という。）に従い、誠実に履行しなければならない。

2 乙は、仕様書等記載の物件（以下「この物件」という。）を契約書記載の契約期間において、甲に賃貸するものとし、甲は、その賃借料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によつて生ずる一切の権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできないものとする。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の負担)

第3条 業務の実施につき、第三者に損害を及ぼした場合は、乙が、その責を負う。ただし、甲の故意または過失による場合においてはこの限りでない。

(物件の引渡し)

第4条 乙はこの物件を契約書及び仕様書で指定された場所（以下「借入場所」という。）へ仕様書で定められた期日までに乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整したうえ、借入期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から甲の使用に供しなければならない。

2 乙は、この物件を納入するときは、供給完了書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、納入するうえで必要なものは、乙の負担で行うものとする。

(検査)

第5条 甲は、前条第2項の規定により乙から供給完了書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査し、その検査に合格したときをもって、乙からこの物件の引渡しを受けたものとする。

2 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 甲は必要なときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

5 第1項及び前項検査に直接必要な費用及び検査のため変質変形又は消耗損傷した物件に係る損失は、すべて乙の負担とする。

(引換え又は手直し)

第6条 乙は納入した場合において、その全部又は一部が前条1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物件を納入しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(契約不適合責任)

第7条 乙はこの物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全、その他契約不適合がある場合は、特別の定めのない限り、借入期間中、補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。

(納入期限の延長等)

第8条 乙は、使用開始日までにこの物件を納入することができないときは、速やかにその理由を届出なければならない。

2 乙は、前項の届出をしたときは、甲に対して使用開始日の延長を申し出ることができる。この場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(遅延違約金)

第9条 乙の責に帰すべき理由により借入開始日までにこの物件を納入することができない場合において、使用開始日後相当の期間内にこの物件を納入する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して使用開始日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める率（以下「法定率」という。）と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の率とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）

とする。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額等を遅延違約金の算定にあたり、契約金額から控除する。

3 前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。

(賃借料の支払)

第10条 乙は、この物件を甲が使用した月（以下「当該月」という。）の翌日以降、使用終了月分の賃借料を甲に請求することができる。ただし、甲が仕様書において請求時期を別に定めた場合はこの限りではない。

2 前項の賃借料の計算は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。この場合において、当該月の使用が1月に満たないとき又は前2条による使用開始日の延期などにより当該月における物件の使用が1月に満たなくなったとき（甲の責に帰すべき理由による場合を除く。）は、当該月の日数に応じた日割り計算によるものとする。

3 甲は、第1項の請求書を受領したときは、乙の履行状況を確認のうえ、その請求を受けた時から30日以内に第1項の賃借料を支払わなければならない。

4 甲は、契約金額の支払が期限内に終了しないときは、期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、支払金額につき、法定率と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の率とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

(所有権の表示)

第11条 乙は、この物件に所有権の表示をするものとする。

(公租公課)

第12条 この物件にかかる公租公課は乙が負担する。

(転貸の禁止)

第13条 甲は、この物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ、乙の承諾があったときは、この限りではない。

(物件の管理責任)

第14条 甲は、この物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、この物件を本来の用法によって使用し、かつ、甲の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

3 この物件に故障が生じたときは、甲は、直ちに乙に報告しなければならない。

(物件の保守等)

第15条 乙は、常にこの物件の機能を十分に発揮させるため、必要な保守を仕様書等に基づき、乙の負担で行わなければならない。ただし、甲が仕様書等において保守を別途定めた場合はこの限りではない。

2 乙は、甲から前条3項の報告を受けたときは、乙の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、故障の原因が甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(代替品の提供)

第16条 乙は、この物件が使用不可能となった場合において、速やかな回復が困難であるときは、甲の業務に支障を来さないよう、この物件と同等な物件を乙の負担で甲に提供するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由により使用不可能となった場合及び甲が代替品の提供が困難であると認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定により、乙が代替品を提供することとなったときは、第4条及び第5条の規定を準用する。

(物件の返還等)

第17条 甲は、この契約が終了したときは、この物件を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

2 甲は、この物件に投じた有益費又は必要費があっても乙に請求しないものとする。

3 乙は、この契約が終了したときは、速やかにこの物件を撤去するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

4 甲は、前項の撤去に際して必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により乙の履行状況を監督させることができる。

5 甲は、乙が正当な理由なく、相当期間内にこの物件を撤去せず、又は借入場所の原状回復を行わないときは、乙に代わってこの物件を処分し、又は借入場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状

回復に要した費用を負担しなければならない。

(物件の原状回復)

第 18 条 甲は、次に掲げる行為をするときは、事前に乙の承諾を得るものとする。

(1) この物件に装置、部品、付属品等を付着し、又はこの物件からそれを取り外すとき。

(2) この物件を他の物件に付着するとき。

(3) この物件に付着した表示を取り外すとき。

(4) この物件の借入場所を他へ移動するとき。

(使用不能による契約の終了)

第 19 条 この物件が、契約期間中に天災事変その他不可抗力によって、滅失又は損傷して使用不能となった場合において第 16 条の規定に基づく代替品の提供が不可能であるときは、この契約は終了したものとみなす。

(契約内容の変更等)

第 20 条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又はこの物件の納入を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(甲の催告による解除権)

第 21 条 甲は、乙が次に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 乙の責に帰する事由により期間内にこの物件の納入を完了しないとき、または完了の見込みがないとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第 2 条の規定に違反し、請負代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の目的を達成することができないことが明らかであるとき。

(3) 乙がこの契約の目的達成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 千代田区契約事務規則第 4 条及び第 5 条の規定に該当するとき。

(7) 乙又はその代理人がこの契約事項に違反したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 23 条 第 21 条及び前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等排除)

第 24 条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は直ちに契約を解除するものとする。

(1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である場合又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が自己、自社若しくは第三者の利益を図るため又は第三者に損害を加えるため暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び前号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用したと認められるとき。

(3) 暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。

(4) 暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(5) 下請契約、資材・原材料の購入契約、その他の契約にあたり、その契約相手方が前各号のいずれか

に該当する者であるとしながら、当該契約を締結したと認められるとき。

(6) 千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成 23 年 8 月 26 日 23 千政契担発第 71 号。以下「要綱」という。）第 4 条に基づく勧告を受けた日から 1 年以内に再度勧告を受けたとき。

(7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

2 第 1 項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じて、甲は一切賠償の責めを負わない。

3 乙は、この契約の履行にあたり要綱第 3 条に基づく入札参加除外を受けている者にこの契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ又は委託を行ってはならない。また、乙は、この契約の下請負をし又は受託をした者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除をしなければならない。

4 第 1 項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の有無について情報の交換を行うことができる。

5 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等又はその関係者から履行妨害又は下請参入の要求等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行わなければならない。また、乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行うよう指導しなければならない。これらを怠った場合には、甲は乙を指名停止とすることができる。

6 乙は、前項の規定による通報及び届出により、甲が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

（協議解除）

第 25 条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

（乙の催告による解除権）

第 26 条 乙は、甲がこの契約内容に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第 27 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第 20 条第 1 項の規定により業務内容を変更したため、当初の契約金額が 2 分の 1 以上減少したとき。

(2) 第 20 条第 1 項の規定による中止の期間が、当初の契約期間の 2 分の 1 以上に達したとき。

(3) 甲の責に帰する事由によりこの物件が滅失し又は損傷し、使用不可能となったとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 28 条 第 26 条及び前条に掲げる事項が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の損害賠償請求等）

第 29 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 契約期間内に目的を達成することができないとき。

(2) 第 24 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 21 条又は第 22 条の規定により契約の目的の達成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 契約の目的の達成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 前 2 項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前 2 項の規定は適用しない。

4 第 2 項の場合（第 22 条規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

5 前項の場合であって、乙が契約保証金の納付をしていないときは契約金額の10分の1相当額を、又は納付した契約保証金の額が契約金額の10分の1に充たないときは、その不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

(乙の損害賠償請求等)

第30条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第26条又は第27条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約解除に伴う措置)

第31条 甲は第21条、第22条、第24条第1項、第25条から第27条の規定によりこの契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、甲は、当該履行部分に対する賃借料相当額を支払うものとする。

2 前項による場合の物件の返還について、第17条の規定を準用する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第32条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除する。

(相殺)

第33条 甲は、この契約において乙から取得する金額があるときは、乙に支払うべき代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(電子契約の効力)

第34条 電子契約において契約を締結する場合は、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約締結日から効力を有するものとする。

(補則)

第35条 この契約の各条項の解釈について、疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。